

定年前再任用短時間勤務職員採用選考申込書（様式3）に係る留意事項

申込書の提出に当たっては、以下の留意事項に従い、該当事項がない場合を除き、必ず各項目に
入力（「記入」を含む。以下「入力」という。）すること。

最初に「人 秘」の直下にある枠内の「新規」「更新」を入力する。

次に「作成日」の欄には、作成した（する）日の「年」「月」「日」の数字を入力する。（和暦）

1 申込書への入力

- (1) 「所属」欄には、申込時点での所属名を入力する。
- (2) 「職名」欄には、申込時点での職名を入力する。
- (3) 「ふりがな」欄には、氏名のふりがなを入力する。名字と名前の間は、全角スペースを1つ入れること。
- (4) 「氏名」欄には、氏名を入力する。名字と名前の間は、全角スペースを1つ入れること。
- (5) 「年齢」欄には、令和9年4月1日現在の満年齢（数字のみ）を入力すること。
- (6) 「性別」欄には、性別をプルダウンメニューから選択する。
- (7) 「生年月日」欄には、生年月日の「年」「月」「日」の数字を入力する。（和暦）
- (8) 「職員番号」欄には、職員番号を入力する。
- (9) 「教科（科目）」欄には、左の欄には教科を、右の欄には科目を入力する。
- (10) 「希望市町」欄には、希望する市町名を入力する。
- (11) 「希望校種」欄には、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校を入力する。
- (12) 「事由等」欄には、希望する事由等を入力する。
- (13) 「最終所属」欄には、すでに定年前辞職した者が、定年退職時又は定年前辞職時の所属等について入力する。
「所属名」欄には、最終所属名を入力する。
県立の場合は、略称を入力する（「広島県立」は入力しない）こと。
例）広島皆実高等学校の場合 ⇒ 広島皆実高 広島特別支援学校の場合 ⇒ 広島特支
「職名」欄には、最終所属での職名を入力する。
「辞・退職年月日」欄には、辞・退職した「年」「月」「日」の数字を入力する。（和暦）
- (14) 「現住所」欄には、現住所情報を入力する（郵便番号の入力において、「-」は不要。）。
「電話」欄には、左から市外局番（固定電話以外の場合は最初の3桁）を入力する（市外局番の入力において、「（）」の入力は不要。）。
- (15) 「家族住所」欄は、単身赴任等により家族と別居している場合のみ入力する。
入力方法は「現住所」欄と同じ。
- (16) 「家族状況」欄に入力する者があれば入力する。
「続柄」欄には、続柄を入力する。
「氏名」欄には、氏名を入力する。名字と名前の間は、全角スペースを1つ入れること。
「年齢」欄には、令和9年4月1日現在の満年齢（数字のみ）を入力する。
「学校等名」欄には、公立学校教職員又は県職員である者について、学校等の名称を入力する。
「同居・別居」欄には、居住の状況を入力する。
「備考」欄には、入力すべき事柄があれば入力する。
- (17) 「親族関係」欄には、「家族状況」欄に入力した者以外の3親等以内の親族で、公立学校教職員又は県職員である者について入力する。
「学校名等」欄には、公立学校教職員又は県職員である者について、学校等の名称を入力する。
「氏名」欄には、氏名を入力する。名字と名前の間は、全角スペースを1つ入れること。
「続柄」欄には、続柄を入力する。
- (18) 「健康状況」欄には、健康状況を入力する。
「（持病・再発のおそれのある既往症等）」欄には、入力すべきものがあれば入力する。

「通院等の状況」欄には、通院等の有無を入力する。

「（病名）」欄には、「通院等の状況」が「有」の場合にその病名を入力する。

- (19) 「障害の状況」欄については、身体等に障害のある場合のみ、手帳の有無（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）、等級等を入力する。

また、身体に障害のある場合には、「障害の範囲」欄に、次頁「障害者の雇用の促進等に関する法律別表」に基づき、「一イ」、「二ロ」、「五」等の記号を入力し、「障害の状況」欄に、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、肝臓機能障害等を入力すること。

なお、身体障害者手帳の交付は受けていないが、「障害者の雇用の促進等に関する法律」別表に掲げるものに該当する場合は、「障害の範囲」欄と「障害の状況」欄を入力すること。

- (20) 「免許状」欄については、「種類」欄に教育職員免許状の種類を入力し、「教科」欄には、教科を入力する。

- (21) 「資格免許」欄には、「自動車運転免許」又は「司書教諭」の資格の有無について、「自動車運転「有」の場合、自動車通勤の可否」について、入力する。

その他の資格免許がある場合は、その資格免許名及び取得年月日を入力すること。

2 申込書の提出

申込書は、様式2「意思確認書【最終】」と併せて、所属長（校長又は場長）に提出すること。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」別表

- 一 次に掲げる視覚障害で永続するもの
 - イ 両眼の視力(万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。)がそれぞれ〇・一以下のもの
 - ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
 - ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
 - ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの
 - イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
 - ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
 - ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
 - ニ 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
 - イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
 - ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
 - イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
 - ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 - ホ 両下肢のすべての指を欠くもの
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

※政令で定める障害

- 一 ぼうこう又は直腸の機能の障害
- 二 小腸の機能の障害
- 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- 四 肝臓の機能の障害